

令和 6 年度実施
姫路市人権啓発センター会計年度任用職員
採用試験案内



- 試験日 令和 6 年 12 月 21 日 (土)
- 受付期間 令和 6 年 11 月 19 日 (火) から 12 月 9 日 (月) まで
受付時間は 8 時 35 分～17 時 20 分、土日祝日を含む。
郵送の場合は、12 月 9 日 (月) 当日消印有効
- 試験会場 イーグレひめじ 4 階 セミナー室 B
- 受験申込先 姫路市人権啓発センター
〒670-0012
姫路市本町 68 番地 290 イーグレひめじ 4 階
電話番号 079-282-9801

職務内容・採用予定人数等

■ 職務内容

1. Adobe 社の Illustrator、Photoshop、AcrobatPro、InDesign を使用した展示パネル、刊行物の原稿作成
2. 姫路市人権啓発センター主催の各種行事運営並びに広報、展示企画運営

■ 採用予定人数

1 名

■ 勤務場所

姫路市人権啓発センター

受験資格

■ 資格等は特に問いません。

■ 以下の地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条に定める採用に関する欠格条項に該当する場合は、受験できません。

1. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 姫路市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
3. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

受験手続

■ 必要書類

受験申込書	本市所定のもの（本人の自筆により記入し、写真を貼ること。）
受験票	本市所定のもの（写真を貼ること。）

注1 上記必要書類に必要事項を記入し、姫路市人権啓発センターへ持参又は郵送してください。なお、受験に際しての提出書類は返却しません。

注2 記載事項に不正があると、合格しても採用される資格を失います。

注3 写真（縦 4cm×横 3cm、上半身無帽、正面、申込前 3 ヶ月以内に撮影したもの、写真の裏面に氏名を明記すること）を受験申込書及び受験票に貼ってください。
ただし、写真は同じものを使用してください。

注4 姫路市ホームページ(<https://www.city.himeji.lg.jp/shisei/0000027614.html>)から受験申込書、受験票をダウンロードした場合は、白色で A4 サイズの紙に印刷し、本人の自筆により記入の上、写真を貼ってください。

■ 受験申込

受付期間	令和 6 年 11 月 19 日（火）から 12 月 9 日（月）まで（土日祝日を含む）
受付時間	8 時 35 分から 17 時 20 分まで
申込先	姫路市人権啓発センター 〒670-0012 姫路市本町 68 番地 290 イーグレひめじ 4 階 電話番号 079-282-9801

※注 郵送の場合は 12 月 9 日（月）当日消印有効とします。

採用試験

- 日時：令和 6 年 12 月 21 日（土）
午後 1 時 50 分 集合
午後 2 時 00 分 試験開始（時間厳守、原則として遅刻は認めません。）

- 試験会場
イーグレひめじ 4 階 セミナー室 B



イーグレひめじへの交通案内

（試験会場周辺の駐車場は、全て有料です。）

- ※1 電車の場合
JR 姫路駅、山陽電鉄姫路駅から北へ徒歩約 15 分
- ※2 自動車の場合
国道 2 号（東行き）の市民会館交差点で左折、北へ 100m
イーグレひめじには、地下駐車場（有料）があります。

- 試験当日持参するもの
 1. 受験票（持参しない人は受験できないことがあります。）
※ 受験票が令和 6 年 12 月 18 日（水）になっても届かない場合は、
姫路市人権啓発センター（079-282-9801）までご連絡ください。
 2. 筆記用具（鉛筆又はシャープペン、消しゴム）
 3. Illustrator で過去に作成した作品
（原本を持参できない場合は、作品をカラー印刷したもの）

- 試験内容
筆記試験（60 分、小論文 800 字程度）
面接試験（筆記試験終了後、受験番号順に実施します。）

- 試験結果
試験結果は、1 月下旬を目途に受験者全員に郵送で通知します。
また、補欠合格を決定する場合があります。補欠合格者は、試験合格者の辞退等により採用予定人員に欠員が生じた場合に限り、成績順に繰上げ合格を決定します。

- 試験結果の情報提供
 1. 試験結果については、口頭の請求による本人への情報提供を実施します。
 2. 情報提供に当たっては、電話・はがき等による請求はできませんので、受験者本人であることを明らかにする書類（受験票、運転免許証、マイナンバーカード等）を持参の上、受験者本人が直接請求してください。

請求できる人	開示内容	開示期間	請求先及び開示場所
不合格者	総合順位	結果通知の日から 1 ヶ月間	姫路市人権啓発センター

勤務条件等

■ 身分

地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号のパートタイムの会計年度任用職員として任用されます。

■ 任用期間

- 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
 - ※ 業務上の必要があり、能力実証の結果が良好であれば、連続 2 回まで、公募によらず再度任用される可能性があります。
- 採用後 1 ヶ月間は、条件付採用期間となります。採用後 1 ヶ月間の勤務日数が 15 日に満たない場合は、条件付採用期間が延長されることがあります。

■ 勤務時間

週 30 時間（1 日 7.5 時間（8 時 35 分～17 時 05 分）、週 4 日勤務）

※1 休憩時間 12 時～13 時

※2 休館日 館内点検のため、月 1 回程度臨時休館（不定期）
年末年始（12 月 28 日～翌年 1 月 4 日）

※3 業務上、土日祝日に勤務する場合があります。

■ 報酬等

月額基本報酬 148,638 円※令和 6 年度実績（任用初年度の場合）

※1 なお、再度の任用がされた場合は、勤務実績に応じて報酬が加算される場合があります。

※2 制度改正等により金額は変更される場合があります。

※3 基本報酬の他に、通勤手当に相当する費用と期末・勤勉手当が支給されます。

■ 休暇

年次有給休暇、特別休暇等（本市の規程に基づいて付与されます。）

初年度は 10 日の年次有給休暇が付与されます。

■ 福利厚生

健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入します。